

ご意見と回答

提案・意見

市役所所有の建物の有効活用について③(回答:8月3日時点)

(2026年6月受付)

前々回の質問回答で廃校の利活用で地域団体の事務所や放課後児童クラブや倉庫に利活用されていると紹介されました。

前回の質問で地域団体の事務所や放課後児童クラブや倉庫は消防法や建築基準法で用途を変える消防設置届や確認申請が必要と聞いたことがあります、それぞれの用途、施設ごとに申請して許可をもらっているのでしょうかとの質問には明確な回答をもらっていません。

現時点で地域団体の事務所や放課後児童クラブや倉庫に使用しているのであれば、当然消防法や建築基準法の用途を変える許可をもらっていると明確な回答がないのは何か隠しているのではないかととてもおかしいと感じます。

万が一のことですが用途を変える許可が必要なのに無許可で営業していた場合市民が安全を脅かすものになります。

許可が必要なのに許可をとってないものがあれば市民のためにも今からでも早急に許可を取って然るべき措置をするべきです。

建物の所有者として当然把握しているんでしょうが、そのような施設はあるのかとそのような施設があればどう対応するのか教えてください。

回答

廃校等の利活用につきまして、短期の場合は現状のままで利用可能な範囲内に限定しております。長期の利用において建築基準法上の疑義が生じた場合は、その都度、三重県及び消防本部に確認を行っているところですが、現在、過去の事例の中で、申請が必要な事案がないかについて、確認・調査を進めています。

上記の結果、手続き等が必要となった場合、三重県及び消防本部と協議のうえ、適切な対応を講じてまいります。

資産経営課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

市役所内の湿度、空気、臭い、薄暗さについて(回答:8月3日時点)

(2026年5月受付)

市役所に行った時にとても湿度が低かったです。

今般様々な感染症が発生しており乾燥状態でパンデミックを起こすものが多いです。

市役所は様々な人が訪れます。咳込んでいる人も多数いました。

市役所内は加湿器と空気清浄機を配置して、来庁者の健康にも気を遣ってください。

あと、市役所の便所は窓がなく換気機器もないのか臭いがこもってとても臭かったです。

せめて換気機器を設置して営業時間はずっと稼働させて臭いがこもらないようにしてください。

あと、照明も暗くて市役所内が薄暗い感じがしたので明るくしてください。

回答

このたびはご不快な思いをお掛けし、申し訳ありませんでした。

本庁舎内の環境につきましては、定期的に室温や湿度を計測し、必要に応じて空調機を稼働させていますが、湿度に関しては、特に冬場などは一時的に低下する場合があります。なお、庁舎内はトイレも含めて常時換気を行っております。

また、照明につきましては、令和6年に照度を測定し、必要な照度が確保されていることを確認しています。

庁舎内の環境について、今後とも適正な管理に努めてまいります。

資産経営課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

未利用建物の使用について(回答:8月4日時点)

(2026年5月受付)

廃校を地域の住民が利用するのは不特定多数なのでしょうか。

地域の住民なら利用する人は特定されているようにみえます。

廃校を使用するためには大幅な改修が必要と言われましたけど建築建物法や消防法には特別な検討をして防火耐火の規制を緩和させる方法があると聞きました。

その検討をしたうえで大幅な改修が必要であると言われているのか教えてください。

特別な検討をしていないのであれば特別な検討をしてその結果を教えてください。

市内の廃校は何校ありどのような利用ができるのか教えてください。

未利用建物は市民に自由に使わせてください。

回答

旧学校施設を公民館のように地域の住民が利用する場合は、建築基準法上「集会場」とみなされ、特殊建築物として扱われることから、用途変更の申請が必要となり、大幅な改修を行う必要があります。

このようなことから、現在、旧学校施設は、現状の施設のままで、特殊建築物にはあたらない「事務所」や「避難所」など、法令の制限内で使用していただいています。

現在、市内には旧学校施設が8施設あり、そのうち旧神社小学校については、民間の利活用事業者に対して有償貸付を行っており、他の7施設については、上記の範囲内であれば使用していただくことが可能です。

資産経営課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ:まちづくり・インフラ>交通

ご意見と回答

提案・意見

立体駐車場計画 ご回答について(回答:8月5日時点)

(2026年7月受付)

以前、提案箱にて提案、質問をさせていただいたのですが、ご回答が抽象的で漠然とした内容でしたので、改めてご回答いただければ幸いです。

今回は分かりやすく、より具体的なお回答をお願いします。

- ①立体駐車場計画を進めるにあたり、交通分野の専門家が唯一有効な渋滞緩和対策とされる、宇治周辺及び五十鈴公園から主要道路への新道路(バイパス道路)の建設計画はありますか？
- ②現在も宇治地区でさまざまな交通対策を講じているそうですが、今現在実施している対策内容を具体的に教えて下さい。
- ③見直しとなっている立体駐車場付近の渋滞対策を講じ、社会実験にて検証するとありますが、具体的な実験内容を教えて下さい。
- ④立体駐車場計画の説明会(現時点での見直し検討状況)をまずは関係地域の一般住民を対象に開催してもらえとの回答でしたが、説明会開催予定日はいつですか？
- ⑤立体駐車場見直し状況報告として市からホームページや広報等で迅速に市民への情報共有し発信するのと回答でしたが、数カ月経ちましたがどうでしょうか？

回答

① 新道路の建設計画について

現在、新たなバイパス道路の建設計画はありません。

② 現在実施している交通対策について

以下のとおり、混雑状況によって交通対策を実施しています。

・正月、ゴールデンウィークなど大型連休

パーク&バスライド、伊勢西・伊勢 IC 出口規制、主要箇所の交通規制、臨時駐車場開設

・上記以外の3連休等

伊勢西 IC 出口規制、臨時駐車場開設

・上記以外の土日等

臨時駐車場開設

③ 社会実験の具体的な内容について

国道 23 号の月読宮北交差点において、国道 23 号方向と館町通線方向の車両の振り分けの社会実験を考えております。社会実験の具体的な内容や実施時期は、今後、警察等関連機関と協議のうえ決定します。

④ 住民説明会について

地元の皆様への説明は、社会実験の検証や駐車場機器類更新の状況確認後、地元自治会の皆様と相談しながら対応する予定です。

⑤ 見直し状況の情報発信について

今後、社会実験の検証や地元自治会の説明会、議会説明等を行い、事業計画が具体化した際に速やかに情報発信を行ってまいります。

交通政策課(2026 年 8 月回答(8 月 1 日～7 日))

カテゴリ:まちづくり・インフラ>交通

ご意見と回答

提案・意見

エアコンのカビ(回答:8月3日時点)

(2026年6月受付)

エレベーターのエアコンがカビくさい

回答

このたびはご不快な思いをお掛けし、申し訳ありませんでした。
エレベーターの保守業者に通気口の清掃を依頼しました。

資産経営課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

市政への提案箱の編集基準及びA市の事例を非掲載とした判断に(回答:8月5日時点)

(2026年7月受付)

今回ご説明いただいた編集及び非掲載の判断について、なお確認させていただきたい点がございます。

1. 政策上・法令上の論拠を編集又は省略する根拠について

今回非掲載とされたA市の事例は、個人情報等ではなく、私が質問の論拠として提示したものです。

そこで、提案に含まれる政策上・法令上の論拠についてまで編集又は省略することができる根拠は、利用規約のどの規定に基づくものなのか、具体的にご教示ください。

2. 伊勢市情報公開条例第9条への該当性について

ご回答では、A市の事例を伊勢市公式ホームページへ掲載した場合、

伊勢市がA市の見解を公認したとの誤認を招くこと

A市の行政運営に予期せぬ影響を及ぼす可能性があること

を理由として、伊勢市情報公開条例第9条に定める非公開情報の趣旨に該当し得ると判断されたとのことでした。

つきましては、A市の名称及び事例を掲載することが、同条例第9条のどの号及びどの要件に該当すると判断されたのか、具体的にご教示ください。

また、A市のどのような「正当な利益」が害され、又はその行政運営に支障が生じるおそれがあるのか、具体的な理由についてもご説明ください。

3. A市の事例を省略しても「提案の趣旨を損なわない」と判断された理由について

A市の事例を提示した趣旨は、地方税法の同一規定について、伊勢市が入湯税を課すことを義務的なものと解釈する一方で、現に入湯税条例を制定していない自治体が存在し、自治体間で異なる解釈又は運用が行われていることを示した上で、伊勢市の法令解釈との整合性を確認することにあります。

したがって、A市の事例は質問の補足資料ではなく、質問の論証の前提となる重要な事実です。

この事例を省略した場合、公開ページを閲覧した市民には、私がどのような根拠に基づいて伊勢市の法令解釈を尋ねたのか、その質問の前提を十分に理解することができないものと考えます。

以上を踏まえ、A市の事例を省略しても「提案の趣旨を損なわない」と判断された具体的な理由について、ご説明くださいますようお願いいたします。

制度の公正かつ透明な運用を理解するための確認ですので、お手数をおかけいたしますが、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

回答

1. 内容を編集・省略する根拠について

前回回答と重複しますが、「伊勢市情報公開条例第9条」に定める非公開情報の趣旨(他団体の利益を害するおそれ等)を客観的な判断基準として準用し、これに該当し得る内容は市が一部非公開(編集・省略)とする取り扱いをしております。

2. 伊勢市情報公開条例第9条への該当性

市の広報媒体に対する管理裁量と情報公開条例第9条第5号の趣旨を加味したうえで、判断したものです。

A市が公開していない個別に対する回答を、伊勢市が公式の場に掲載することで読み手に誤認を与え、賛否様々な見解がA市に寄せられる可能性があります。これは、A市が意図しない誤解を社会に与える可能性があり、A市が自らの政策を正確に発信・管理するという正当な行政運営を阻害するものです。多様な意見が寄せられることは良いことですが、A市の見解に関する発信は、あくまでA市の公式において行われるべきものと考えます。

3. 事例を省略しても「提案の趣旨を損なわない」と判断した理由

「伊勢市の法令解釈と整合性」については、他市の事例の有無に関わらず、本市として独立してお答えできる性質のものであり、他市の事例部分が省略された状態であっても、「伊勢市へのご質問」と「伊勢市の回答」が掲載されていれば、伊勢市としての考え方は十分に理解いただけるものと考えております。具体的には以下の理由によります。

- ・事例が省略されても、本市への質問内容の主旨は十分に理解できること
- ・事例の有無によって、本市への質問内容および本市の回答内容が変化することではないこと

以上の理由に加え、A市から掲載の許可が得られていない以上、ご提案自体を全編非公開とするのではなく、掲載不可の部分割愛し、伊勢市への質問部分(核心)のみを抽出して公開することが、いただいたご提案を最大限活かす実務上の最善の対応であると考え、このような判断といたしました。

広報広聴課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ: その他 > その他

ご意見と回答

提案・意見

市バスのバス券について(回答:8月5日時点)

(2026年7月受付)

市バスバス券について4,000円分のバス券配布されていますが、寝たきりの人にも配布されているのには、どうして配布されているのか？

以前このバス券を3,000で買ってと言われました。利用出来る状態の人に渡すべきでは！！

高齢者でももう一冊2冊でもあれば外に出てお金落とす事が出来、町の活性にもつながりませんか？幹線バスに乗車すると、1ヶ月持たず。外出しやすい様に200円均一にしたりは出来ないのでしょうか？自動車ガソリン補助ばかり、公共機関利用者には何の補助もなし

回答

おでかけ乗車券は、寝たきりの人には配布しておりません。対象者としましては、バスに自分で乗ることができる人です。寝たきりの人が持っている場合、おでかけ乗車券を取得後に寝たきりになった可能性がございます。

なお、誰かのおでかけ乗車券を買って使用するのには、不正使用に当たりますので、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

また、路線バスの料金については、三重交通様の定めるものであり、伊勢市で決めることはできないものですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

高齢・障がい福祉課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ:健康・福祉・子育て・教育＞福祉

ご意見と回答

提案・意見

五十鈴公園・県営競技場・体育館周辺のスポーツ環境整備について(回答:8月6日時点)

(2026年7月受付)

五十鈴公園周辺には、全国規模の大会も開催される陸上競技場や体育館など、伊勢を代表するスポーツ施設が集まっています。

一方で、その周辺環境については、市民が日常的にランニングやウォーキング、筋力トレーニングなどを楽しめる場所として、十分に活用されていないように感じます。

現在、五十鈴公園では大規模な立体駐車場の整備が検討されています。観光都市である伊勢にとって、駐車場や交通渋滞への対策が重要であることは理解しています。

しかし、せっかく全国規模の競技大会を開催できる陸上競技場、体育館、そして広い公園が一体となって存在している場所ですので、駐車場整備だけではなく、市民が日常的に利用できるスポーツ・健康拠点としての整備にも、もっと目を向けていただきたいと思います。

例えば四日市市の中央緑地では、スポーツ施設の周囲に約2kmのランニング・ウォーキングコースが整備され、距離表示や足腰への負担に配慮した舗装など、市民が日常的に運動しやすい環境が整えられています。総合体育館内にもウォーキングコースやトレーニング施設などがあります。

また、津市のサオリーナ周辺でも、トレーニングルームなどの運動施設に加え、敷地周辺に約1.2kmのランニングロードが整備されています。

伊勢市にも、五十鈴公園、陸上競技場、体育館という非常に恵まれた土台がすでにあります。

新たに大規模なスポーツ施設を一から建設してほしいということではありません。

例えば、五十鈴公園や競技場周辺の園路を走りやすく整備し、周回できるランニング・ウォーキングコースとして活用することや、距離表示、適切な照明、給水・休憩場所などを整備するだけでも、市民にとって非常に価値のある場所になると

思います。

あわせて、市営のトレーニング設備についても、老朽化した設備を順次更新し、現在のニーズに合ったフリーウェイト、ベンチ、パワーラック、ケーブルマシンなどを充実させていただければ、若い世代から高齢者まで、より多くの市民が利用できる施設になると思います。

全国規模の大会を開催できる施設がある伊勢だからこそ、「大会が開催される時だけ利用される場所」ではなく、普段から子ども、学生、働く世代、高齢者まで幅広い市民が身体を動かせる、伊勢市のスポーツ・健康の中心地として五十鈴公園一帯を活用していただきたいです。

立体駐車場のような大規模な整備を検討するのであれば、それと同時に、市民が何十年にもわたって日常的に利用できるスポーツ環境への投資についても、ぜひ検討していただきたいと思います。

伊勢市にはすでに素晴らしい施設と土地があります。
それらをより有効に繋ぎ、市民にとって「日常的に運動したくなる場所」にしていただけることを期待しています。

回答

このたびは、五十鈴公園、県営競技場、県営体育館周辺のスポーツ環境整備について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ご指摘のとおり、同エリアは陸上競技場や体育館、公園が集まる、スポーツや健康づくりの拠点として大きな可能性を持つ場所であると認識しております。

一方で、ご意見をいただきました県営競技場、県営体育館は、いずれも三重県が管理する施設であるため、市が直接整備を行うことはできませんが、ご要望があったことにつきましては、県の担当部署へお伝えいたします。

また、市営のトレーニング施設としては、三重電子スマイルアリーナ小俣（小俣総合体育館）に無料でご利用いただけるトレーニング室を設置している他、大仏山公園スポーツセンターの外周路を改修し、ウォーキングやランニングを気軽に行っていただける場として整備しておりますので、ぜひご利用ください。

このほか、有料とはなりますが、県営競技場トレーニングセンター、県営サンアリーナにもトレーニング室がございます。

なお、設備の更新や機器の充実につきましては、厳しい財政状況の中、すぐに対応することは難しい面がございます。

今後、利用状況や必要性を見極めながら、限られた財源の中で適切な施設運営に努めてまいります。

いただいたご意見は、今後のスポーツ環境づくりを考えるうえで参考にさせていただきます。

立体駐車場に関するご意見は、交通政策課に共有させていただきます。

スポーツ課(2026年8月回答(8月1日～7日))

カテゴリ:その他>その他